

宜 議 第 6 5 9 号
平成 2 9 年 3 月 2 8 日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第 4 0 4 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 2 9 年 3 月 2 日	平成 2 9 年 3 月 2 日	議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 日	平成 2 9 年 3 月 3 日	議案第 1 6 号、議案第 1 1 号、議案第 2 5 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 3 0 号、議案第 3 1 号
平成 2 9 年 3 月 6 日	平成 2 9 年 3 月 6 日	議案第 2 5 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 8 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 6 号、議案第 3 0 号、議案第 3 1 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 7 号
会議日数 3 日間		

2. 会議事項

議案番	議案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第3号		平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第4号		平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第5号		平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第8号		平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第11号		平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計予算	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第12号		平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第13号		平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第16号		平成29年度宜野湾市水道事業会計予算	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第25号		宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第30号		市道の認定について	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
議案第31号		市道の廃止について	平成29年3月1日	平成29年3月6日	原可案決
陳情第13号		耐震診断費用の自己負担軽減について	平成26年12月9日	—	継審続査
陳情第17号		年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情	平成27年3月4日	—	継審続査

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年3月2日(木) 1日目

午前10時00分 開会

午後 4時03分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(10名)

建設部長	伊波 興博
下水道課長	永山 悟
下水道課長	玉元 智
市街地整備課主事	玉那覇 鈴子

下水道課長	新垣 勉
下水道課長	眞壁 和義
市街地整備課長	吳屋 武

水道局長	石川 康成
総務課長	與那原 類

業務課長	伊佐 春雄
------	-------

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議番	案号	件名
議第 3	案号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 4	案号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議第 5	案号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議第 8	案号	平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

第404回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年3月2日（木）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第3号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

《 現 場 視 察 》

※市道普天間1区10号、宇地泊第二土地区画整理事業地、佐真下第二土地区画整理事業地の現場視察を行う。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時04分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時04分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第3号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 流域下水道事業建設負担金の内容をお聞きしたい。

○下水道課長 県が行っている下水道処理施設の増築工事とコザ幹線の工事費が増額となったことにより国、県、関連市町村で費用を負担するものである。

○米須清正 委員 コザ幹線についてお聞きしたい。

○下水道課長 沖縄市から宜野湾浄化センターまでの幹線であり、県が工事を行っている。工事費については、国、県、関連市町村で負担するものである。

○知名康司 委員 市負担額の計算方法についてお聞きしたい。

○下水道課長 伊佐浜処理区の事業費が6,300万円増額となることについて国が4,200万円を負担し、残りの2,100万円のうち2分の1を県が負担し、1,050万円を関連7市町村の計画汚水量に応じて算定された負担率を乗じて得た額が最大予測額となる。

- 知名康司 委員 増減額の446万5,000円の計算方法についてお聞きしたい。
- 下水道課長 宜野湾市の最大予測額1億2,403万6,000円と当初負担額1億1,957万1,000円との差額である。当初負担額については、県からの通知が予算編成時期に間に合わないため、市が独自に計算し新年度予算に計上していたが、最大予測額が示されたことにより補正額が確定した。
- 知名康司 委員 建設負担金の計算方法についてお聞きしたい。
- 下水道課長 事業費35億290万7,000円のうち国が25億97万8,000円、県が5億97万5,000円を負担し、残りの5億95万4,000円を計画汚水量から算定された負担率に応じて各関連市町村が負担するものである。
- 伊佐哲雄 委員 国が負担する割合はどのくらいか。
- 下水道課長 市が行う事業については6割補助であるが、当該事業は県の事業となるため、国の補助率については不明である。公文書で負担額が通知されるためそれに従っている。
- 伊佐哲雄 委員 一般会計繰入金について、例年と比較した資料を提供いただきたい。
- 下水道課長 毎年5億円程度繰り入れている状況である。
- 伊佐哲雄 委員 市債についても例年と同程度か。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 資料には愛知二丁目・大謝名汚水枝線工事（第5工区）が入札不調となったと記載されているが、入札不調とはどういうことか。
- 下水道課長 指名した業者が全社辞退したため、入札が行えない状態となったものである。再度指名を行ったが1社を除いて辞退し、再び入札不調となったため、その業者との随意契約を検討してまいりたい。
- 米須清正 委員 現在の完成予定日は平成29年7月31日ということであるが、それよりおくれるということか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 今後予定している工事への影響はあるか。
- 下水道課長 特に影響はない。
- 米須清正 委員 入札不調となった理由をお聞きしたい。
- 下水道課長 技術者が確保できないためと伺っている。
- 知念秀明 委員 入札不調となった場合に随意契約が締結できるのか。
- 下水道課長 3社から見積もりを徴取し、随意契約を検討してまいりたい。
- 知念秀明 委員 技術者が確保できずに入札不調となるのであれば、今後も入札不調が続くことにならないか。
- 下水道課長 下水道工事の場合、通常の工事よりも深く掘削するため、専門的な技術が必要であり、時期によっては不調となる場合もあるが、一概に不調

が続くとは考えていない。

○知念秀明 委員 市内企業を優先に工事発注しているのか。

○下水道課長 市内業者を指名している。

○知念秀明 委員 市外業者を指名する場合もあるか。

○下水道課長 市内業者を優先して指名するが、市内業者が対応できない場合は検討する必要があると考えている。

○知名康司 委員 補助対象事業の延期に伴い単独事業も延期となるか。

○下水道課長 そのとおりである。

○知名康司 委員 今後も入札不調となる可能性はあるか。

○下水道課長 一概に不調が続くとは考えていない。

○知念秀明 委員 不測の事故が発生した場合はどの科目から支出するのか。

○下水道課長 維持管理費で対応するが、足りない場合は予備費や執行残を流用して対応する。

○知念秀明 委員 大規模な事故などで多額の費用が必要な場合はどうか。

○下水道課長 一般会計での対応などを検討する必要があると考える。

○建設部次長 下水道事業特別会計で対応できない場合は一般会計の予備費等での対応を検討するのが一般的である。

○知念秀明 委員 平成29年2月20日に発生した下水道管の陥没事故ではどのように対応したか。

○下水道課長 維持管理費と執行残で対応する予定である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後2時39分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時44分）

【議題】

議案第4号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 繰り越しを行う物件補償とは午前現場視察した建物か。

○市街地整備課長 そのとおりである。

○知名康司 委員 資料では物件補償が100%と表示されているが、繰り越しを行う建物は該当しないのか。

- 市街地整備課長 契約を基に作成した資料であり、当該建物はすでに契約を締結している。
- 伊佐哲雄 委員 繰り越しを行う業務委託についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 造成工事設計業務委託1件、土地調査業務委託1件である。
- 宮城司 委員 補正予算書では繰越明許費の総額のみが表示されているが、詳細はどの時点で確認できるのか。
- 建設部次長 詳細については決算審査の際に御覧いただくこととなる。
- 濱元朝晴 委員 物件補償の繰り越しを行う理由として地権者の仮住居選定に時間を要したためと伺ったが、内容をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 住居が大きいため、同等の広さの仮住居選定に時間を要したためである。3月までには引っ越しを行うとのことであるが、工事は4月となるため、繰り越しを行うものである。
- 濱元朝晴 委員 当該区画整理事業地内の仮設住居の活用は検討したか。
- 市街地整備課長 金銭による補償と仮住居への移転を提示したところ、地権者が金銭による補償を選択したため仮設住居の活用は行わなかった。
- 濱元朝晴 委員 年度内に工事はできなかったのか。
- 市街地整備課長 地権者の都合に柔軟に対応しながら、移転の時期についても調整を行っている。
- 濱元朝晴 委員 移転がおくれることによって近隣の土地の工事にも影響するため、早急に対応していただきたい。
- 米須清正 委員 仮住居移転に係る費用は全額が補償されるのか。
- 市街地整備課長 造成工事終了後から建物の建築まで補償を行う。市内の土地の平均単価や建物の面積、期間などを基に算出している。
- 知念秀明 委員 当該区画整理事業地内にある保留地の数をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 4筆である。
- 知念秀明 委員 保育所など公益性の高い建物を建てることを条件に優先的に販売することも可能か。
- 市街地整備課長 条例で市長が特に必要であると判断する場合には可能であるとの規定がある。
- 建設部次長 保留地は公平に処分することが基本であり、転売や目的外建物の建築などの可能性もあることから慎重に判断する必要がある。
- 宮城司 委員 当該区画整理事業は平成29年度に完了すると考えてよいか。
- 市街地整備課長 造成工事は平成29年度に完了予定であるが、換地処分に時間を要することから、事業期間の延伸を検討している。
- 宮城司 委員 保留地の売却に時間を要するということか。
- 市街地整備課長 現在は仮換地指定の段階であり、測量や土地の登記などの

換地処分手続きに時間を要するものである。

○濱元朝晴 委員 どの程度延伸する予定か。

○市街地整備課長 3年間で予定している。

○濱元朝晴 委員 地権者としっかり調整し、早急に完了していただきたい。

○知名康司 委員 事業費が基金繰入金と一般財源に分けられている理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 区画整理事業は、基本的には保留地処分で事業費を賄うが、不足する分については一般財源から繰り入れを行っている。

○知名康司 委員 事業の内容によって財源を使い分けるのか。

○市街地整備課長 事業内容に関係なく、不足する分を一般財源から補填するものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第5号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 保留地処分金が減となった理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 予定していた箇所の整備ができず、保留地処分ができなかったことや、付保留地の購入予定者が金融機関との調整に時間を要したためである。

○知名康司 委員 工事請負費に保留地処分金を充当しない理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 現在の保留地処分金の範囲では工事請負費を賄えないため一般財源を充てている。また、街路整備に係る工事においては県補助金を活用している。

○濱元朝晴 委員 工作物補償はどのような工作物が対象となるのか。

○市街地整備課長 当該地区では主に立木やブロック塀などである。

○伊佐哲雄 委員 補償額の積算を行う際の基準はあるか。

○市街地整備課長 県の損失補償基準に基づき、積算している。

○呉屋等 委員 建設事業費の節ごとに今後の予定をお聞きしたい。

○市街地整備課長 物件補償においては、10件中5件が契約済みであり、残りの5件も合意が取れていることから4月の契約を予定しており、9月までに工事を完了したい。

○呉屋等 委員 当該区画整理事業地内の磁気探査で不発弾が発見されたことはあるか。

○市街地整備課長 過去には事例がある。

○呉屋等 委員 繰越明許は1年度のみとの理解であるが、不発弾の発見など不測の事態

により再度繰り越しが必要となった場合の対応についてお聞きしたい。

○市街地整備課長 工事は9月に完了予定であり、不発弾等が発見された場合であっても平成29年度内に完了できるものとする。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第8号 平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 いわゆる総売り上げに当たる部分は何の部分かお聞きしたい。

○水道局次長 今回は一部補正であるため、損益計算書は添付しておらず、収益から損失分などを差し引いた額については記載がないが、単純な売り上げということであれば水道事業収益の22億6,934万7,000円が該当すると思う。

○濱元朝晴 委員 普天間飛行場の使用水量がふえた理由をお聞きしたい。

○水道局次長 海兵隊が県外演習などにより駐在していない場合、使用水量が極端に減少するが、ことしは滞在期間が長いので使用水量がふえたのではないかと推測している。

○濱元朝晴 委員 水道局に米軍の駐在状況などの情報が入ってくるか。

○水道局次長 把握していない。

○知念秀明 委員 収益的収入と支出を比較した場合、収入が5,542万円、支出が3,385万6,000円であり、利益率は相当高いと思うが、いかがか。

○水道局次長 県から浄水を購入する際は102.24円に消費税を乗じた価格で購入し、一般家庭に販売する際は181.29円で販売しているため利益率が高いように見えるが、実際には人件費や機械の運転費用などの経費がかかるため、利益率が高いというわけではない。

○知念秀明 委員 浄水購入費以外に人件費などの費用がかかると考えてよいか。

○水道局次長 そのとおりである。その他の経費については、補正する必要がないため記載していない。

○知念秀明 委員 浄水購入費に対してどのくらいの収益が発生するかについてわかりやすい資料を提供いただきたい。

○水道局次長 提供してまいりたいが、調整を行うため少々時間をいただきたい。

○濱元朝晴 委員 平成28年度補正予定キャッシュフロー計算書の未収金が減少している理由をお聞きしたい。

○総務課長 今回添付しているのは補正予定キャッシュフロー計算書であり、決算の段階において確定していくものである。企業会計においては発生主義の考え方があり、実際には収入として入っていない場合でも記載できる部分があるため理解しにくい部分であるが、補

正予算（第1号）に比較してキャッシュフロー計算書上で減少したものである。

○知名康司 委員 今回の補正は予定貸借対照表のどの部分に影響するか。

○総務課長 資産の部の流動資産、負債の部の流動負債、資本の部の利益剰余金に影響する。

○知名康司 委員 金額についてもお聞きしたい。

○総務課長 流動資産のうち現金預金が1,968万4,700円の増となり、補正予定キャッシュフローのうち財務活動によるキャッシュ・フローの現金及び現金同等物の増減額の増減額と一致するものである。

○知名康司 委員 資産の部がふえた場合、負債の部もふえるのか。

○総務課長 貸借対照表においては、資産の部がふえた場合、負債の部と資本の部の合計もふえるものである。

○知名康司 委員 今回の補正において損益計算書は添付されないのか。

○総務課長 今回は一部補正であるため、損益計算書は添付していない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時3分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 平成29年3月3日(金) 2日目

午前10時02分 開議
午後 4時51分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(15名)

建設部長	伊波 興博
市街地整備課主事	玉那覇 鈴子
下水道課業務係課長	玉 元 智
下水道課建設係課長	永 山 悟
建築課指導係課長	大城 秀規
土木課	又吉 直広

市街地整備課長	吳屋 武
下水道課長	新垣 勉
下水道課管理係課長	眞壁 和義
建築課長	中本 益丈
建築課指導担当技査	安里 義弘

水道局長	石川 康成
総務課	與那原 類

業務課長	伊佐 春雄
総務課経理係課長	喜友名 達矢

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議番	案号	件名
議第 1 1 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾市下水道事業特別会計予算
議第 1 2 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
議第 1 3 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
議第 1 6 号	案号	平成 2 9 年度宜野湾市水道事業会計予算
議第 2 5 号	案号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
議第 3 0 号	案号	市道の認定について
議第 3 1 号	案号	市道の廃止について

第404回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年3月3日（金）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第16号 平成29年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○水道局次長 昨日議題となった平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）において、補正予定キャッシュフロー計算書の未収金増減額について改めて御説明したい。

まず、未収金とは、4月に収入することとなる3月検針分水道料金や延滞金を含めたものをいい、既決予定額から既に納付された額を除いて未収金を加えて求めた変更予定額と既決予定額との差額が増減額となる。

○濱元朝晴 委員 ただいまの御説明を資料として提供いただきたい。

○水道局次長 提供してまいりたい。

平成29年度宜野湾市水道事業会計予算の数値に誤りがあったため、修正をお願いしたい。第5条債務負担行為の給配水管維持管理業務委託の8,500千円を85,000千円に、債務負担行為に関する調書の12ページ、限度額の欄中の上から15行目の数値8,500千円を85,000千円に、当該年度以降の支払義務発生予定額の金額の欄中の上から15行目の数値8,500千円を85,000千円に修正していただきたい。

○呉屋等 委員長 平成29年度宜野湾市水道事業会計予算に対する質疑を許します。

○米須清正 委員 水質検査業務の検査箇所と頻度をお聞きしたい。

○水道局次長 毎日検査と毎月検査の2種類を行っており、場所は公園や学校などの7カ所である。

○米須清正 委員 具体的な場所をお聞きしたい。

○水道局次長 普天間中学校、野嵩2丁目付近、上原児童公園、長田児童公園、嘉数高台公園、大謝名児童センター、ゆうひ児童公園の7カ所である。

○米須清正 委員 水を採取する際はしばらく水を流してから採取するののか。

○水道局次長 そのとおりである。

- 米須清正 委員 検査項目についてお聞きしたい。
- 水道局次長 毎日検査では水のにごり、色、におい、水温、残留塩素の5項目であり、毎月検査は水質検査計画に基づき51項目の検査を行っている。
- 宮城司 委員 水道料金はどのようにして決定しているのか。他市の水道料金と比較した資料をいただきたい。
- 水道局次長 資料を提出してまいりたい。
- 宮城司 委員 資料に他市の有収率も記載していただきたい。
- 水道局次長 そのように資料を作成してまいりたい。
- 宮城司 委員 予備費3,000万円とあるがどのような場合に支出するのか。
- 水道局次長 突発的な事故があった場合に充当するものである。
- 宮城司 委員 維持管理費では対応できないのか。
- 水道局次長 維持管理費は委託料などが計上されており、事故の場合には対応できないため、予備費を充当するものである。
- 宮城司 委員 予備費は主に修繕費として使用されると考えてよいか。
- 水道局次長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 主要な建設改良工事の工事箇所についてお聞きしたい。
- 水道局次長 補助事業は、赤道及び佐真下第二土地区画整理事業地内の送水管及び配水本管基幹改良工事を行う予定である。単独事業は、嘉数、大山、我如古、大謝名地内の配水管改良工事や給水管整理統合における改良工事を予定している。
- 知名康司 委員 収益的収入が前年度と比較して増となった理由及び、収益的支出が前年度と比較して減となった理由をお聞きしたい。
- 水道局次長 人口が700人程度ふえたため、収益的収入が増となった。収益的支出が減となった理由としては、昨年度は野嵩配水池の工事5,000万円が計上されていたが、今年度は計上されていないことが主な原因である。
- 知名康司 委員 たな卸資産2,048万7,000円について、量水器の購入に充てるとの説明を受けたが、実際の予算書には記載がないことについて御説明いただきたい。
- 水道局次長 たな卸資産として購入可能な限度額を2,048万7,000円と定めているものである。
- 知名康司 委員 当該金額で量水器はどの程度購入できるか。
- 経理係長 約4,400個程度である。
- 知名康司 委員 量水器の買い替えのために用意する分と理解してよいか。
- 水道局次長 量水器の使用期限は8年であり、使用済みの量水器は修理又は廃棄を行っている。
- 知名康司 委員 重要な資産の取得及び処分としてダブタイル鑄鉄管が計上

されているが、これは県から譲り受けるものか。

○水道局次長 県道81号線で使用されている県企業局の約800メートルの管を無償譲渡していただくものである。

○知念秀明 委員 過年度損益修正益についてお聞きしたい。

○水道局次長 県企業局から浄水を購入する際は消費税を含めて支払いを行っているが、米軍基地への配水は消費税対象外であるため、消費税が還付され、過年度損益修正益として計上されるものである。

○知念秀明 委員 水道局仮設事務所リース費についてお聞きしたい。

○水道局次長 平成30年の4月に上下水道の統合が予定されており、水道局庁舎の裏手に仮設事務所を建設することで事務スペースの確保を行うものである。リース期間は5年間であり、その間に水道局庁舎の増改築を行う予定である。

○知念秀明 委員 仮設事務所のリースが可能な市内業者はいるか。

○水道局次長 市内建築業者を対象に指名競争入札を行い、受注した業者がリース会社と契約を行うことになると考える。

○知念秀明 委員 何社指名するのか。

○水道局次長 建設工事の場合、12社指名するのが一般的であるが、業者に対応の可否についてのヒアリングを行いながら指名業者を選定してまいりたい。

○知念秀明 委員 最低何社指名しなければならないなどの規定はあるか。

○水道局次長 要綱には5社以上と規定されている。

○知念秀明 委員 当該工事は市内業者を指名すると理解してよいか。

○水道局次長 教育委員会施設課が発注している志真志小学校の増改築工事の例も参考にしながら進めてまいりたい。

○知念秀明 委員 有価証券利息についてお聞きしたい。

○総務課長 大阪府公債1億円、利付国債が9億円で合計10億円分の国債を保有している。

○宮城司 委員 キャンプ瑞慶覧への給水量推移について資料をいただきたい。

○水道局次長 年度別の給水量の推移については統計年報を参照いただきたいが、給水量は基地保有面積に応じた按分となっているため、実際の給水量ではないことに留意いただきたい。

○宮城司 委員 西普天間住宅地区が返還となった後、按分は減となったのか。

○水道局次長 現在のところ維持されている。

○宮城司 委員 家族部隊が居住していた頃から現在までの供給水量の推移について資料をいただきたい。

○水道局次長 資料を提供してまいりたい。

○知念秀明 委員 海軍病院に直接供給した場合、現在の按分での収益を超えるとの話も伺ったことがあるが、どのようなになっているか。

○水道局次長 海軍病院に水道使用量について照会を行っているが、まだ回答を得られていない状況である。

○呉屋等 委員 平成28年度の補正予算の説明で総配水量がふえた理由について、普天間飛行場に所属する海兵隊員の駐在日数が多かったためと推測しているとの説明があったが、新年度予算においてはどのように試算しているか。

○水道局次長 例年どおりの見込みで予算を設定している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第11号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○下水道課長 昨日、流域下水道事業建設負担金の算定方法に対する質問に対し、維持管理負担金の算定方法と錯誤して「当初負担額については、県からの通知が予算編成時期に間に合わないため、市が独自に計算し、新年度予算に計上している」と答弁したが、毎年12月に行われる負担金に関する説明会の中で提示される予測値を新年度予算に計上しているものである。

○呉屋等 委員長 ただいまの説明を資料でいただきたい。

○建設部次長 提出してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 負担額の計算方法を把握し、適正な額であるか確認しているか。

○下水道課長 資料にて確認を行っている。

○呉屋等 委員長 議案第11号に対する質疑を許します。

○宮城司 委員 維持管理業務委託の内容をお聞きしたい。

○下水道課長 ポンプ場電気保安管理業務委託、下水道施設維持管理業務委託など6件分委託料の合計である。

○宮城司 委員 使用料及び手数料について、出納整理期間分の減額が生ずると説明があったことについてお聞きしたい。

○下水道課長 平成30年4月に地方公営企業会計に移行することに伴い、出納整理期間の歳入は平成30年度に計上することとなる。

○知名康司 委員 下水道管理運営事業の委託料1,780万2,000円は地方公営企業会計に移行するための委託か。

○下水道課長 そのとおりである。移行に係るシステム変更や固定資産の評価などの委託を行うものである。

- 伊佐哲雄 委員 下水道使用料の単価をお聞きしたい。
- 業務係長 平成27年4月から平成28年3月までの実績を基に計算しており、1立方メートル当たり一般は86円、普天間飛行場は141円、キャンプ瑞慶覧は107円となっている。
- 伊佐哲雄 委員 米軍基地間の単価に差がある理由をお聞きしたい。
- 業務係長 使用量が多いほど単価が高くなる計算方法を採用しているためである。
- 伊佐哲雄 委員 毎年単価は変化するのか。
- 業務係長 若干の増減がある。
- 伊佐哲雄 委員 使用料はどのように計測するのか。
- 業務係長 水道料金のメーターを基に年間の排水量を把握し、平均値を求めたうえで計算を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 資料を提供いただきたい。
- 下水道課長 提供してまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員 指定工事店登録手数料についてお聞きしたい。
- 下水道課長 宜野湾市内で下水道工事を行うには、指定を受ける必要があり、新規登録に2万円、5年に1度の更新手数料として1万円をいただいている。平成29年度においては、新規5件、更新25件で35万円を計上している。
- 宮城司 委員 下水道使用料過誤納付還付補填金についてお聞きしたい。
- 下水道課長 下水道未接続世帯から誤って使用料を徴収していた場合、時効である5年以内のケースに対しては下水道使用料還付金で対応するが、5年以降にわたって納付していたことが証明される場合には当該補填金を利用して還付を行うものである。昨年度1件の実績があったため、平成29年度も同様の額を計上している。
- 宮城司 委員 過誤納付以外にも還付を行う場合があるか。
- 業務係長 集合住宅において、1階と2階の世帯を取り違えて徴収を行っていたため還付をした事例がある。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 省エネ基準適合性判定についてお聞きしたい。

○**建築課長** 2,000平方メートル以上の非住宅を新たに建築する場合や300平方メートル以上の増改築を行う場合に当該適合性判定を義務づけるものである。審査の内容は、換気、空調の設備等が法律で定める基準値以下となっているかを審査するものである。

○**伊佐哲雄 委員** 今後、特定建築物を建築する際は省エネに配慮した設備を採用する義務が発生すると理解してよいか。

○**建設部次長** 今回の議案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されることに伴い新たな事務が発生するため、当該条例の一部を改正するものである。

○**知名康司 委員** 特定建築物以外の建築物は任意で性能向上計画認定や基準適合認定を申請することができるとのことだが、認定を受けるメリットをお聞きしたい。

○**建設部次長** 性能向上計画認定を受けることによって、容積率の緩和を受けることができる。また、省エネ基準に適合すると認定を受けた場合は、その旨を表示することができる。

○**知名康司 委員** 既存の建築物も認定を受けることができるか。

○**指導係長** 性能向上計画認定は、建築前に事前申請していただくものであり、基準適合認定は既存の建物に対して認定を行うものである。

○**知名康司 委員** 容積率の特例についてお聞きしたい。

○**指導係長** 性能向上計画認定を受けた建築物は10%増の容積率で建築することができる。

○**知名康司 委員** 基準適合認定を受けることによって建物にその旨を表示できるとあるが、表示することでどのようなメリットがあるか。

○**指導係長** 国によると、省エネ性能の高い建築物であることを表示することによって市場で適正な評価を得ることができるとのことである。

○**知名康司 委員** 築年数が経過した建物も認定可能か。

○**指導係長** 基準に適合していれば認定可能である。

○**伊佐哲雄 委員** 省エネ基準に適合する機器を採用する必要があるか。

○**指導係長** 基準に適合するにはそれに見合った機器を採用する必要があると考える。

○**伊佐哲雄 委員** 省エネ対応の整備をすることによって建築費が増額することとなるがメリットはあるのか。

○**指導係長** 特定建築物に対する省エネ基準適合性判定については義務であるためメリットはないが、性能向上計画認定や基準適合認定は先ほど御説明したとおりのメリットがあると考えます。

○**知念秀明 委員** 特定建築物についてお聞きしたい。

○指導係長 2,000平方メートルの非住宅であり、例としては病院や学校、商業施設などである。

○知念秀明 委員 工場等も省エネ基準を満たさなければならないのか。

○指導係長 面積が2,000平米であれば対象となるが、生産エリアの部分は対象外となる。

○宮城司 委員 学校の体育館などはどうか。

○指導係長 協議を行うアリーナ部分を対象とするかについては、窓の規模などを基準に判断することとなる。

○宮城司 委員 容積率は建築基準法で規定されているのか。

○指導係長 そのとおりである。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により、性能向上計画認定を受けた建築物は10%増の容積率で建築することができるものである。

○建設部次長 容積率は都市計画の中で地域ごとに定められているが、当該法律により、用途地域の容積率の1割増し分が特例で認められることとなる。

○呉屋等 委員 手数料の積算根拠と他市との比較をお聞きしたい。

○建築課長 沖縄市は独自に積算しているようであるが、本市は県と同様に国から示された積算方法により算出している。

○指導係長 県、那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市が当該事務を行う特定行政庁であり、うるま市以外は今定例会で手数料条例を審査しているところである。

○呉屋等 委員 沖縄市の額が本市と比較してどのようになっているのか調査していただきたい。また、施行日は4月1日であるが市民への周知はどのように行っているのか。

○建築課長 国や市のホームページでの広報や建築家の窓口においてポスター掲示を行っている。

○呉屋等 委員 手数料の額などの詳細は周知できていないと考えるが、施行日に余裕を持たせる必要があったのではないか。

○指導係長 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により、4月から規制措置が設けられる旨の周知を図っている。国から詳細が示されたのが11月であり、今定例会に手数料条例の一部改正を提案しているところである。

○呉屋等 委員 施行日を延伸することは検討したか。

○指導係長 当該法律により、4月から規制措置が開始されるため手数料条例のみを延伸することは難しいと考える。

○呉屋等 委員 当該法律の施行日がわかる資料をいただきたい。

○指導係長 提出してまいりたい。

- 知念秀明 委員 市内事業者への周知はどのように行っているのか。
- 指導係長 国による説明会が開催されており、周知はなされていると考える。
- 知念秀明 委員 ぜひ、周知を徹底していただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時48分）

◆午後の会議◆

- 呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第12号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計
予算

～質疑・答弁～

- 濱元朝晴 委員 平成28年に当該区画整理地内の最後の補償契約を締結したが、何名の地権者が影響を受けていたのかお聞きしたい。
- 市街地整備課長 14名である。
- 濱元朝晴 委員 平成29年度に造成が完了するのか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 濱元朝晴 委員 宇地泊公民館隣地の造成工事の完了はいつか。
- 市街地整備課長 平成29年度末完了を予定している。
- 濱元朝晴 委員 区画整理事業の境目となるため、丁寧に取り組んでいただきたい。
- 市街地整備課長 関係地権者の合意形成を図りながら取り組んでまいりたい。
- 濱元朝晴 委員 建設事業費の委託料の中に保留地処分金414万8,000円とあるが、どの部分の保留地を処分したのか。
- 建設部次長 保留地処分金は1億3,151万3,000円であり、そのうちの414万8,000円を委託料の財源に充当するということである。
- 知念秀明 委員 保留地処分金は当該区画整理事業地のみで充当するのか。
- 市街地整備課長 保留地は事業地内の地権者からの減歩などで生み出したも

のであり、当該区画整理事業に充当するものである。

○知念秀明 委員 法的な根拠があるかお聞きしたい。

○建設部次長 土地区画整理法や条例などで規定されている。

○知念秀明 委員 減歩率は区画整理事業地ごとに違うのか。

○建設部次長 平坦な土地が多い地区は土地の評価が高いため、減歩が少ない傾向があり、反対に斜面が多い地区は減歩が高くなる傾向がある。

○知名康司 委員 保留地処分面積は進捗率90.8%であるが、保留地処分金は92.3%となっている。差が生じている理由をお聞きしたい。

○市街地整備課長 保留地は場所によって金額が異なるため、処分面積とは一致しないものである。

○知名康司 委員 事業が完了するのはいつか。

○市街地整備課長 平成29年度で造成工事を完了し、測量や換地処分などを行うこととなる。事業期間は平成29年度であるが、3年間の延伸を検討したい。

○知名康司 委員 今後、県からの補助金を予定しているか。

○市街地整備課長 補助事業は完了しているため、予定していない。

○宮城司 委員 平成29年度予算の歳入は5億177万5,000円であるが、工事費が大部分を占めると理解してよいか。

○市街地整備課長 工事請負費は1億3,089万3,000円である。

○宮城司 委員 一般会計から繰り入れをする場合、限度があるのか。

○市街地整備課長 事業を行う前に事業計画書を作成しており、保留地処分金や補助金などを充当しても不足が生じる場合に一般会計から繰り入れを行う。

○建設部次長 概地区については、補助事業などが終了しているため保留地処分金と一般財源で運用しているが、保留地処分を行うと同時に事業を進める必要があるため、先に一般財源を充当し、保留地が処分できた後に一般財源に繰り戻す処理などを行う。

○伊佐哲雄 委員 これまでの資金の流れについて資料を作成できるか。

○建設部次長 平成6年から資金計画が開始されており、情報が膨大であるため資料としてまとめるのは難しいと考える。

○伊佐哲雄 委員 一般財源を投入することによる概地区以外の地域へのメリットはどのようなものがあるか。

○建設部次長 土地の評価が上がることにより、固定資産税の歳入がふえるなど、市にもメリットはあると考える。

○知念秀明 委員 概地区の減歩率をお聞きしたい。

○市街地整備課長 30.65%である。

○知念秀明 委員 減歩率はどのように調整するのか。

○建設部次長 関係地権者との協議や資金計画などを基に調整している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第13号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計
予算

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 概地区の減歩率をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 21%である。
- 知名康司 委員 県補助金についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 主要な区画道路に対する補助金である。
- 知名康司 委員 保留地処分金が平成28年度に比べて減となった理由をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 処分できる保留地が前年度に比べて1筆少ないためである。
- 知名康司 委員 予算書16ページの総括に記載されている職員数は2名であるが、宇地泊第二土地区画整理事業では3名と記載されていたことについてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 補助金の事務費に充当できる人数を記載したものである。
- 知念秀明 委員 土地区画整理審議会委員についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 学識経験者2名、地権者8名で構成されており、保留地の位置や換地等について審議するものである。
- 知念秀明 委員 学識経験者は宇地泊第二土地区画整理事業と同一人物か。
- 市街地整備課長 別人であるが、それぞれ2名の学識経験者によって構成されている。
- 知念秀明 委員 土地区画整理評価員についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 3名の委員によって構成されており、保留地処分単価の評価について審議するものである。
- 知念秀明 委員 評価員の報酬の内訳についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 会長は7,000円、その他の委員は6,000円となっている。平成29年度においては2回分の12万2,000円を計上している。
- 宮城司 委員 平成29年度に処分する保留地はどのくらいか。
- 市街地整備課長 1筆で265平方メートルを予定している。
- 宮城司 委員 平成29年度に処分可能な保留地は1筆しかないと理解してよいか。

- 市街地整備課長 造成されている保留地は1筆のみである。
- 宮城司 委員 減歩率は変更されることもあるか。
- 市街地整備課長 基本的には変更はないが、造成の誤差により若干の変更はあり得る。
- 米須清正 委員 事業の進捗状況をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 事業費ベースで83.3%である。
- 宮城司 委員 宇地泊第二土地区画整理事業の減歩率は30.65%であったが、佐真下第二土地区画整理事業と差が生じている理由をお聞きしたい。
- 市街地整備課長 佐真下第二土地区画整理事業地は従前の評価が高いため、宇地泊に比べ減歩率が低く設定されている。
- 知念秀明 委員 概地区の建蔽率についてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 場所によるが、概ね60%である。
- 知念秀明 委員 減歩率によって地権者が利用できる土地が著しく少なくなる場合はどのように対応するのか。
- 市街地整備課長 面積が100平方メートル以下になる場合は付保留地の購入の意向確認を行うなどの対応をしている。
- 建設部次長 建物を建てることができない場合には補償の対象となる場合もあるが、概地区については補償をなるべく行わないようにするため付保留地などの対応を行っている。
- 知名康司 委員 概地区の中でも減歩に差はあるか。
- 市街地整備課長 数%からおよそ40%まで、場所によって差が生じている。
- 呉屋等 委員 墳墓補償の完了見通しについてお聞きしたい。
- 市街地整備課長 8件中5件が完了している。残りの3件は交渉中であるが、平成29年度中に補償を行う予定はない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第30号 市道の認定について

議案第31号 市道の廃止について

～質疑・答弁～

- 知名康司 委員 実際に道路がない場所を認定することも可能か。
- 土木課長 起点、終点が確定していることが認定の条件である。
- 知名康司 委員 地権者の同意が得られない場合はどのようになるか。

○土木課長 80%以上の地権者の同意があれば収用も可能であるが、当該市道用地については概ね同意をいただいている状況である。

○知名康司 委員 これまでに収容を行ったことはあるか。

○土木課長 市道大山7号で収用を行ったケースがある。

○知念秀明 委員 当該道路は2車線で整備するのか。

○土木課長 2車線を予定しているが、県道に接続する場合は県公安委員会と協議する必要がある。

○米須清正 委員 終点付近にあるバス停は移動可能か。

○土木課長 バス会社とも調整中であるが、屋根付きのバス停であり移動に費用がかかることから難色を示している。

○米須清正 委員 バス会社ともしっかりと協議していただきたい。

○宮城司 委員 市道には歩道も整備予定か。

○土木課長 門前広場が歩道の役割も果たすことから歩道の整備は予定していない。

○宮城司 委員 普天間1区10号から神宮寺の裏門へ向かう道路は私道か。

○土木課長 私有地であり、市道認定を行う予定はない。

○知念秀明 委員 一方通行の場合はどこが入り口となるのか。

○土木課長 県道の取り付け部分を1車線で整備することとなった場合であっても神宮寺前の市道は2車線で整備予定である。

○知念秀明 委員 2車線でも6メートルの幅員で整備するのか。

○土木課長 そのとおりである。

○呉屋等 委員 歩行者の安全のために歩道の整備が必要であると考えますが、いかがか。

○建設部次長 門前広場の中に歩道としても利用可能なスペースを設ける予定である。

○呉屋等 委員 普天満宮と神宮寺が隣接しており、結婚式と告別式の参列者が混在して道路をあるくこともあるため、普天満宮や神宮寺とも調整して整備をしていただきたい。

○建設部次長 関係機関とも調整しながら整備を進めてまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時51分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 平成29年3月6日（月） 3日目

午前10時01分 開議

午前10時12分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員（0名）

--	--

○議会議務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議番	案号	件名
議第 3	案号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 4	案号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議第 5	案号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
議第 8	案号	平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
議第 11	案号	平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計予算
議第 12	案号	平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
議第 13	案号	平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
議第 16	案号	平成29年度宜野湾市水道事業会計予算
議第 25	案号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
議第 30	案号	市道の認定について
議第 31	案号	市道の廃止について
陳第 13	情号	耐震診断費用の自己負担軽減について
陳第 17	情号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

第404回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年3月6日（月）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時02分）

【議題】

議案第3号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成28年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時05分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時06分）

【議題】

議案第11号 平成29年度宜野湾市下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成29年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計
予算

議案第13号 平成29年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計
予算

議案第16号 平成29年度宜野湾市水道事業会計予算

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時08分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時08分）

【議題】

議案第30号 市道の認定について

議案第31号 市道の廃止について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時11分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時11分）

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に
関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査
する必要があるため、議長に申し出ること決定。

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査
は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時12分）